天白公園におけるコインパーキング運営 (都市公園法の管理許可)の提案募集

# (別冊)物件説明書

名 古 屋 市

この物件説明書と別冊で募集要項があります。

令和7年12月10日提案書受付・審査実施

この物件説明書は、「天白公園におけるコインパーキング運営(都市公園法の管理許可)」の仕様について記載するものです。図面は現地と異なることがありますが、その場合は現地を優先します。なお、提案の手続きについては、必ず「募集要項」をよくお読みください。

# 【目次】

○許可対象物件-	一覧表 ・・・	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	・1 ページ
○仕様書 ・・・		•	•		•	•	• •	•	•	•		•	•	•	•	·2ページ
○位置図 ・・・		•	•		•	•	• •	•	•	•		•	•	•	•	・7ページ
○駐車場拡大図	(北側駐車場)	•	•		•	•	• •	•	•	•		•	•	•	•	・8ページ
○駐車場拡大図	(東側駐車場)				•			•					•		•	·9~-ジ

# 許可対象物件一覧表

都市公園名	所在	許可対象 施設	許可面積	駐車場台数 (台)	最低使用料 (月額・円)	使用料上限額 (月額・円)
天白公園 ヲ	名古屋市 天白区	北側駐車場	$3,217~\mathrm{m}^2$	101 (ぅs身障者用 3)	150 047	7 000 000
	土原三丁目	東側駐車場	$743~\mathrm{m}^2$	28 (うち身障者用 <b>1</b> )	158,847	7,920,000

## 仕 様 書

天白公園におけるコインパーキングの運営は、市民に身近な公共施設である公園の管理の一役を担うという高い公共意識のもと、本市と連携しながら公園駐車場の安全かつ公正な管理とサービスの向上に努めていただくことが必要です。こうしたことから本件駐車場は、次に示す内容に沿った管理運営を行っていただきます。

本件に応募される方は、上記の内容と以下に示す具体的な管理運営の条件を十分理解し、これに沿った提案を行ってください。

以下の条件では、名古屋市を「甲」と、コインパーキングの運営事業者を「乙」と、それぞれ 表記します。

#### 1 許可対象施設の所在及び面積

都市公園名	所	在	許可対象施設	許可面積	駐車場台数
天白公園	名古屋市天白区		北側駐車場	3,217 m²	101 台(うち身障者用 3)
	土原三	三丁目	東側駐車場	$743~\mathrm{m}^2$	28 台(うち身障者用1)

### 2 許可の期間

- (1) 許可の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- (2) 原則、(1) の期間満了前に自己都合により運営を終了することはできない。甲がやむを得ないと判断した時はその限りではないが、次回の募集に応募できない場合がある。
- (3) 期間満了前の年度末に、運営の終了を希望する場合は、当該年度8月末日までに運営の終了を伴う許可の廃止申出をしなければならない。理由の如何を問わず、年度途中での運営の終了はできない。ただし、甲がやむを得ないと判断した時は、年度途中での運営の終了を認める場合がある。

#### 3 運営開始日

駐車場の運営開始は、令和8年4月1日からとする。

#### 4 営業時間

入庫受付時間:午前6時から午前0時まで

出庫受付時間:24時間

#### 5 コインパーキングの利用料の額及びその免除の取扱い

- (1) コインパーキングの利用料は、周辺駐車場との均衡を保ち、市場価格を考慮すること。利用料に関わる詳細内容(利用料の時間単位及び金額、最大料金の設定などの料金設定)については、甲と協議のうえ決定すること。
- (2) 利用開始から30分間については利用料を無料とし、子育て世帯(市内在住で18歳未満の子どものいる家庭)に対しては、利用開始から1時間、利用料を無料とすること。子育て世帯の確認方法及び手続方法等については、甲と協議すること。
- (3) 利用料を無料とする対象及び時間は、(2) を満たす範囲で、協議により変更することがで

きるものとする。ただし、一度協議により決定した利用料を無料とする対象の縮小や時間の 短縮は認めない。

(4) アからコまでに掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している車両及び甲が必要と認めた車両については、利用料を全額免除しなければならない。この場合の具体的な確認方法については甲と協議すること。

なお、法律の制定、改正又は甲の方針の設定により、新たに利用料免除の事項が発生した場合はこれに従うこと。

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳
- イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳
- ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 2 条に規定 する被爆者健康手帳
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規 定する精神障害者保健福祉手帳
- オ 甲の発行する愛護手帳(これに類するものを含む。)
- カ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項に規定 する医療受給者証
- キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証(障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「特殊疾病者」という。)に係るものに限る。)
- ク 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証(特殊疾病者に 係るものに限る。)
- ケ 甲の発行する移動支援・地域活動支援受給者証(これに類するものを含む。)(特殊疾病者に係るものに限る。)
- コ 甲の発行する減免確認書

# 6 許可使用料

- (1) 許可に係る使用料は、提案金額(月額)に当該年度の許可月数を乗じた額(ただし、協議により、令和8年4月1日から令和8年4月15日までの期間のうち、機器設置前のため営業ができなかった期間の使用料は除く)とし、甲が発行する納入通知書により指定の期限までに支払うこと。
- (2) (1) に定める使用料は、乙が許可期間の途中でコインパーキングの運営を終了する場合も 返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰することができない正当な事由により終了せ ざるを得ないと甲が認めた場合はこの限りではない。

#### 7 設置及び運営の条件

- (1) 乙は、許可に付随して設置した物件と甲の管理物件との境界を明確にして、コインパーキングを運営しなければならない。
- (2) コインパーキングには駐車場の管理に必要な物件として、次のアからキまでに掲げる機器を設置しなければならない。また、これら以外の機器を設置してはならない。
  - ア ゲート (遠隔操作により開閉できる機器に限る)

- イ 精算機
- ウ 満車又は空車を表示する機器(統合看板を含む)
- 工 照明器具
- オ 監視カメラ
- カ 利用に関する案内看板
- キ その他甲がコインパーキングの運営に必要と認める機器
- (3) 駐車料金の精算機は、新紙幣・貨幣及びインボイスに対応できるものにすること。なお、 支払方法については、現金及びクレジットカードを必須とし、それ以外の方法についても対 応を可とする。
- (4) 設置機器に必要な電力は、別途、電気事業者と電気供給契約を締結し、引き込みを行うこと。ただし、引き込みには、公園内の引込柱等の施設を使用することができるものとする。 電気供給契約を締結したときは、速やかに当該契約書の写しを甲に提出すること。
- (5) 設置する機器が、公園利用の妨げ、公園施設の損害の原因とならないよう、事前に甲と協議のうえ、安全に配慮すること。乙が設置する地下埋設管等については、現場管理を行ううえで、安全上必要十分な埋没深さ及び防護措置をとるようにすること。
- (6) 機器の設置工事は、令和8年4月1日から令和8年4月15日までの間に実施し、令和8年4月16日午前6時までにかならず営業を開始しなければならない。なお、設置工事期間中の駐車場の運営方法については、事前に甲と協議のうえ、決定すること。また、設置工事時は安全な運営のため、誘導員を別途1名配置すること。
- (7) 設置機器の配置及び外装色については、事前に甲と協議のうえ、周囲との調和を十分に図った形で行い、公園景観の維持向上に努めなければならない。また、本公園は風致地区に該当するため、物件の設置にあたり、名古屋市風致地区内建築等規制条例に従うこと。
- (8) 24 時間年中無休で対応するコールセンターを設けなければならない。
- (9) 満車又は空車の情報を、乙のウェブサイトを通じて利用者に提供できるようにしなければならない。
- (10) 監視カメラにより取得する個人情報は、コインパーキングの運営のために必要最小限の範囲にとどめなければならない。また、甲が公表している「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に準じた設置及び利用基準を作成し、甲へ提出すること。
- (11) コインパーキングに屋外広告物を設置する場合は、第8項(屋外広告物の規格及び表示内容)に定めるところによるほか、甲の指示に従わなければならない。
- (12) 公園管理者車両用の無料駐車証(パスカード等)を、甲に必要枚数交付しなければならない。
- (13) 駐車場の一部または全面を封鎖する場合は、あらかじめ甲と協議を行わなければならない。
- (14) コインパーキングの運営を終了したときは、許可期間内に機器等(地下埋設物を含む。) を撤去して原状回復を行わなければならない。ただし、甲が特に撤去の必要がないと認める ものについては、原状回復の範囲から除くものとする。また、原状回復を行ったときは、速 やかに甲の検査確認を受けなければならない。
- (15) 都市公園法、名古屋市都市公園条例、その他関係法令に従うとともに、コインパーキング の運営に必要な他の関係法令に従い、関係機関等への届出、検査等必要な手続を遅滞なく行

うこと。

(16) 乙は機器等の設置に要する費用、運営管理に要する費用、原状回復に要する費用、その他 コインパーキングの管理及び運営に係る一切の費用を負担しなければならない。

#### 8 屋外広告物の規格及び表示内容

屋外広告物の規格及び表示内容は、名古屋市屋外広告物条例(昭和 36 年条例第 17 号)、名古屋市広告掲載要綱(平成 19 年 6 月 1 日施行)、名古屋市広告掲載基準及び緑政土木局広告掲載要綱(平成 21 年 12 月 16 日施行)に従わなければならない。

#### 9 維持管理責任

- (1) 機器の設置等、コインパーキングの運営に必要な工事に着手する前に、あらかじめ甲と打ち合わせ、その指示に従うこと。また、配置図、設置機器の仕様及びコインパーキングの運営方法並びに設置する屋外広告物の内容、規格及び設置工法がわかるものを提出すること。
- (2) 敷地管理、設置機器管理及び金銭管理その他コインパーキングの運営に必要な物件管理を 善良な管理者の注意をもって行うこと。
- (3) 許可区域内の施設の修繕(1箇所あたり30万円以下)を乙の負担により行うこと。また、コインパーキングの運営のために乙が設置した施設については乙の全額負担により修繕すること。
- (4) 適当な清掃などによりコインパーキング及び周辺の美化に努めるとともに、適宜、コインパーキング周辺の住環境が平穏に保たれるよう物件管理上適切な対策を講じること。
- (5) 許可区域内にある植栽について、除草、清掃、刈込、剪定等の管理を随時行うこと。除草 については年3回行うこと。
- (6) 隣接する公園内の樹木等について、駐車場の管理に支障になるようであれば、甲と協議の うえ、除草、刈込、剪定等を行うこと。
- (7) コインパーキングに必要な機器を設置するにあたっては、設置後も定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8) コインパーキングの運営に係る問合せ及び苦情並びに機器の故障等については、問合せ先又は連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (9) 苦情等への対応は、速やかに行うこと。とりわけ、緊急性の高いトラブルへの対応については、30分以内に現地に急行して行うこと。
- (10) 駐車場の管理体制および現地巡回頻度を報告すること。
- (11) コインパーキングの運営によって公園施設に損害を与えたときは、直ちにその内容を甲に報告するとともに、損害を賠償し、又は、甲との協議に基づき乙の負担により当該施設を修繕すること。
- (12) 許可区域内において、第三者と紛争を生じ、又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその内容を甲に報告するとともに、乙の責任において紛争を解決し、又は損害を賠償すること。
- (13) 甲は、コインパーキング等運営に係る盗難事故や破損事故に関しては、その一切の責任を 負わないこととする。また、乙は、コインパーキングの運営のために設置した施設が毀損又 は汚損したときは、速やかに復旧するものとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。
- (14) その他、上記以外の維持管理における事項については甲の指示に従うこと。

## 10 報告事項

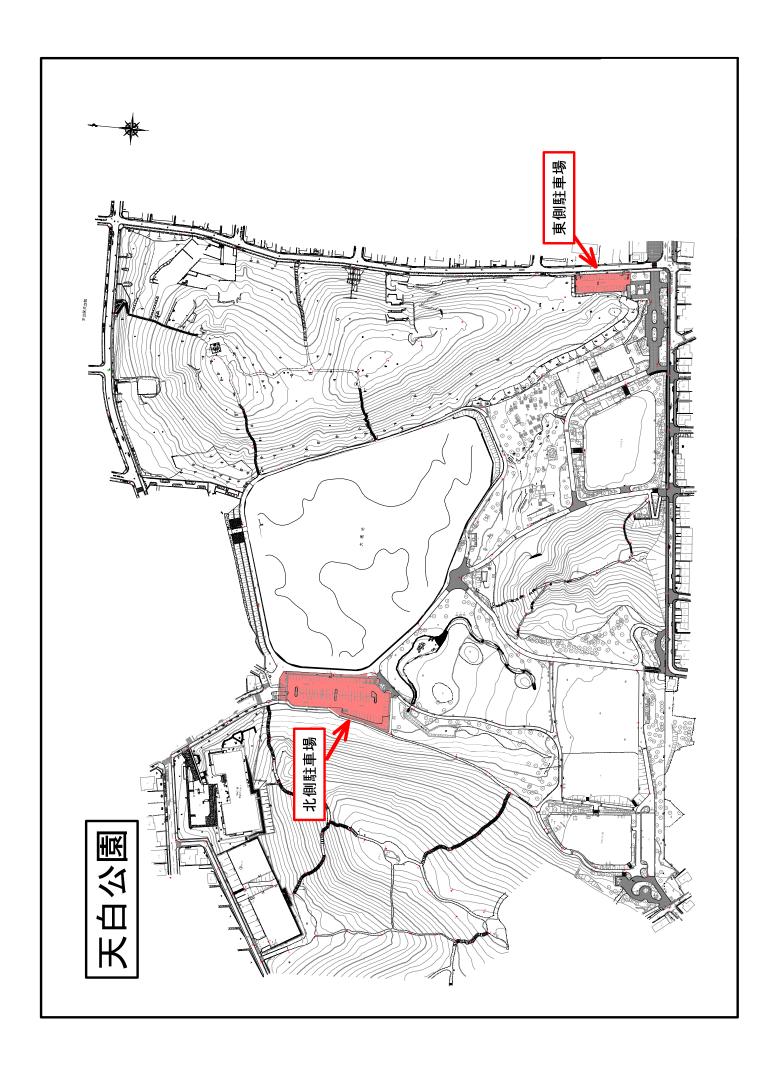
- (1) 乙は、当該コインパーキングにおける毎月の利用実績について、本市が求める事項を記載した資料を翌月15日までに甲に提出すること。
- (2) 甲は、コインパーキングの運営及び収支状況を随時調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

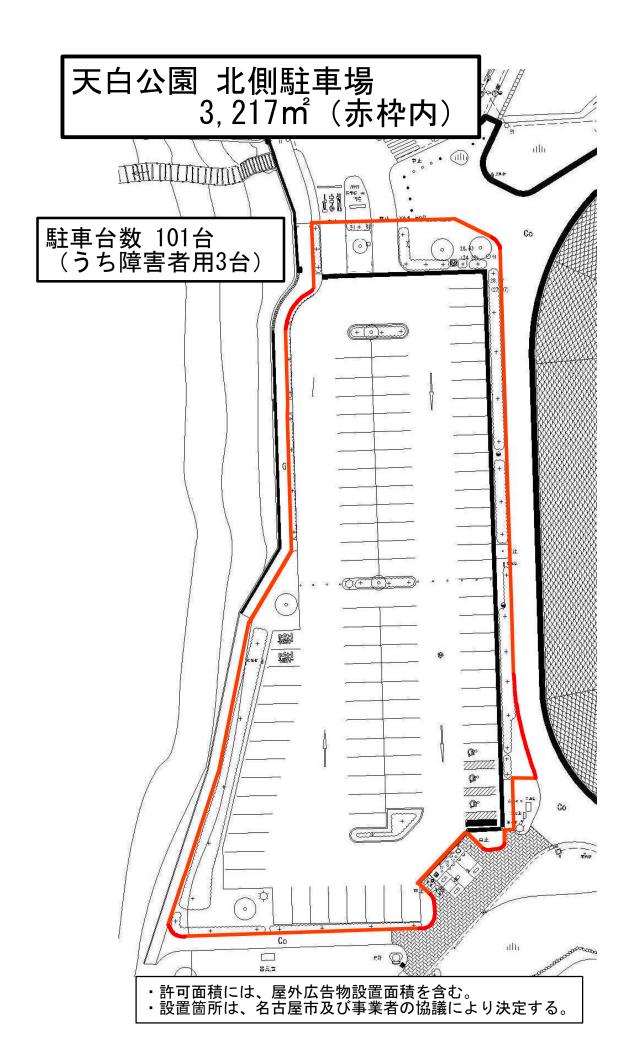
#### 11 その他

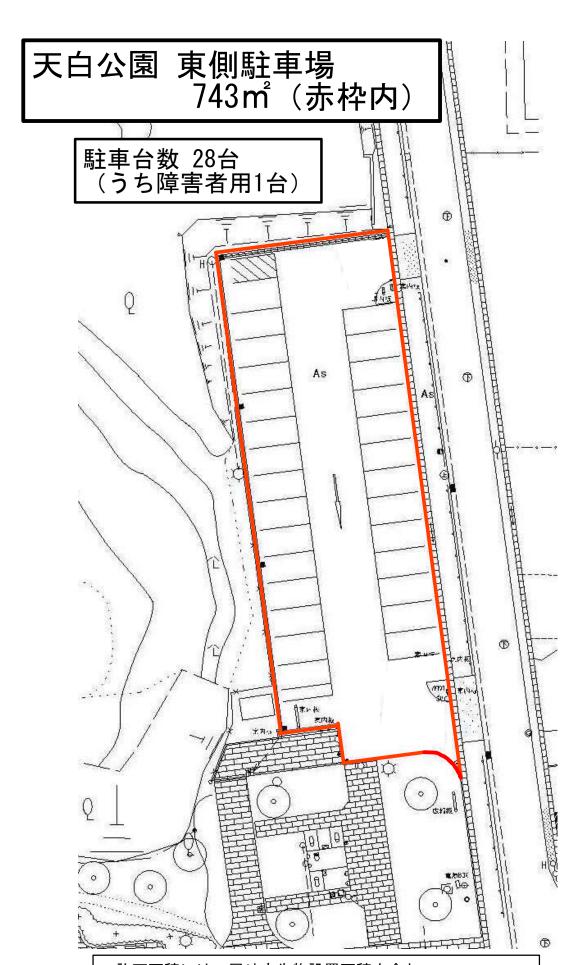
- (1) コインパーキングの運営内容を変更する場合は、当該事項を記載した申請書を甲へ提出し、 許可を得ること。ただし、募集要項、仕様書、協定書に反する内容の変更をすることはできない。
- (2) 乙は、許可区域内の施設を第三者に貸与し、許可によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又はその権利を担保に供してはならない。
- (3) 甲は、都市公園法第27条の規定により、公園の管理上の理由又は公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合は、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可条件を変更し、又はコインパーキングの運営の中止、管理に伴い設置した機器等の移転若しくは除却を命じることができるものとする。

乙が都市公園関係法令及び募集要項、仕様書、協定書に違反した場合も、また同様とする。

- (4) 許可対象物件は広域避難場所に指定されているため、乙は、災害発生時において、甲が指示する期間、駐車場を一般に開放すること。これにより駐車場の営業ができない場合、乙は、甲に対し、使用料の返還やその他補償を請求することはできない。
- (5) 許可対象物件中、北側駐車場は、年に一度、天白区まつりが開催される際、シャトルバス の発着場等として利用されるため、乙は、天白区民まつりの期間中において甲が指示する期間、北側駐車場を一般に開放すること。これにより駐車場の営業ができない場合、乙は、甲 に対し、使用料の返還やその他補償を請求することはできない。
- (6) この仕様書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲及び乙の協議のうえ定めるものとする。







- 許可面積には、屋外広告物設置面積を含む。設置箇所は、名古屋市及び事業者の協議により決定する。